

# 仕 様 書

## 1 業務名

金沢市特定健康診査データ等分析による特定健康診査受診勧奨業務及び生活習慣病重症化予防受診勧奨業務委託

## 2 概要

国民健康保険特定健康診査（以下「特定健診」という。）や国民健康保険被保険者の診療情報のデータ分析を活用した特定健診の受診率の向上及び生活習慣病未治療者、治療中断者の重症化対策を目的とした受診勧奨業務

## 3 金沢市（以下「発注者」という）が行う業務の内容

### ・関係データ等の提供

- (1) 発注者は委託業務に使用するために必要なデータ等（別紙1）を委託事業者（以下「受注者」という）に提供する。
- (2) データの提供に当たっては、原則として、発注者から受注者へLGWANを通じて提供するものとする。
- (3) (2)の運用ができない場合は、発注者が指定するセキュリティの担保されたファイル共有サービス、または追跡可能な配送サービス（レターパック、書留、特定記録郵便、ゆうパックなど）の利用によりデータの授受を行う。
- (4) (2)、(3)とも運用ができない場合は、発注者及び受注者が協議の上、個別に提供方法を定める。

## 4 受注者が行う業務の内容

### (1) 事業計画書及び実施体制図の作成

契約締結後、速やかに事業計画書及び実施体制図を作成する。計画は企画提案した内容に基づくものとし、受診勧奨の実施時期、発注者からのデータ提供希望時期など詳細なスケジュールを記載すること。

### (2) 特定健康診査受診勧奨業務

#### ① データ分析業務

受注者は前項により発注者が提供するデータ等について、受注者が独自に開発した人工知能を用いて、効率的・効果的な受診勧奨を実現するためのデータ分析業務を行う。

#### ア データ分析を可能にするためのデータ加工業務

発注者から提供される各データファイルを統合し、可能な限り欠損している値に関してはそれを埋めるなど、データ分析が可能になる状態にデータを加工する作業を行う。

#### イ 受診勧奨すべき対象者の特定業務

データ分析により、健診対象者ごとの健診受診の予測値（受診確率）を算出する等し、受診勧奨すべき対象者を特定する。

ウ 受診勧奨対象者の健康意識等の特定業務

イにより特定した「受診勧奨すべき対象者」を、健康意識等のデータを機械学習によって独自に開発した人工知能を用いて分析し、対象者の特徴別に5つ以上のグループに分類する。

エ 受診勧奨対象者の決定業務

健診対象者の健診受診の予測値(受診確率)及び健康意識等による個別特徴を加味し、通知勧奨の対象人数に対して、①受診勧奨すべき対象者を特定し、②その対象者が属するグループに適した受診勧奨メッセージを作成する。対象者の決定は、発送日の約2週間前を目途とする。

なお、受診勧奨対象者は既健診受診者などの除外対象者を除外後、発注者の合意をもって最終決定する。

② 受診勧奨業務

受診勧奨対象者の抽出方法を発注者に提示し了解を得た後、次のとおり対象者に対し効果的かつ効果的な受診勧奨を実施する。なお、発注者から除外対象者が示された場合には、その者は対象者から除外する。

ア 想定通数、印刷発送の回数

約79,000通(初回勧奨 約34,000通、2回目勧奨 約11,000通、3回目勧奨 約34,000通)、3回以上

イ 受診勧奨通知物(以下「通知物」という)の内容

通知物については、受診勧奨対象者の特性に応じた個別具体的な通知物とし、実際に自治体の受診勧奨事業において既に効果・実績があるものを参考に、本市のデータ分析から傾向を捉え本市に内容を修正し決定する。

ウ 通知物の種類

アにより用いる通知物の種類は、合計9種類以上とする。

エ 通知物の印刷

圧着形式のハガキ又はリーフレット、単版はがき形式等で通知物を印刷する。また、本市が提供する情報を基に送付対象者の郵便番号、住所、宛名を印刷する。

オ 通知物の宛名印字、送付等

宛名印字に関しては漢字またはカナ印字で行う。また、漢字印字を行う際、外字対応ができない場合は原則カナ印字で発送対応を行う。

送付については、送付先の誤り等がないよう個人情報保護について適切な処置がされた方法のうち、最小限の費用で実施できる方法を選定すること。

カ 通知物の校正

通知物の印刷内容に関して、発注者に事前に校正の確認を行う。校正は3回以上とする。

キ 受診勧奨対象者の最終決定(除外対象者の抜き取り)

発注者から提供される既健診受診者などの除外対象者となる情報を基に、最終的な勧奨対象者に発送を行う。除外対象者の情報は、原則発送日の2週間前までの授受とす

る。

ク サンプル納品

通知物発送後速やかに、発注者に対し各 10 部のサンプルを納品する。

③ 受診勧奨実施結果の分析・報告業務

ア 期中報告業務

(2) に定めるデータ分析の結果について報告する。

イ 年度末報告業務

委託期間が終了するまでに、委託期間中の最新の受診結果データに基づく、受診勧奨事業実施による受診率の変化等（全体受診率・過去検診経験者受診率・過去検診未経験者受診率の年間及び月別の集計を含む）について効果検証を実施し、その結果を報告する。報告に当たって必要なデータは、発注者から受注者へ直接提供する。

上記効果検証を基に、次年度以降に実施すべき受診勧奨業務の有効な施策について、本市に提案を行う。

(3) 生活習慣病重症化予防受診勧奨業務

① 介入対象者の決定

受注者は、レセプト電算コード及び特定健診結果データの分析を行い、生活習慣病重症化のハイリスク者を抽出する。抽出後、介入対象者の一覧を発注者が確認し、介入対象者を決定する。

介入対象者の抽出基準は以下のとおりとする。

【抽出基準】

ア 未治療者の抽出について

未治療者は以下Ⅰ・Ⅱ両方の条件を満たすものを指す。

Ⅰ 事業実施前年度の特定健診結果データで、血糖、血圧が受診勧奨判定値以上であるもの。なお、受診勧奨判定値の定義は、原則、各項目以下のとおりとする。

血糖：HbA1c 6.5%以上または空腹時血糖 126mg/dL 以上

血圧：収縮期血圧 140mmHg 以上または拡張期血圧 90mmHg 以上

Ⅱ 前年度健診受診月以降（健診受診月を含む）、対象者抽出時に使用するレセプト電算コード情報において、傷病名（確定または疑い）など該当する生活習慣病の通院に関する記録がないもの。

イ 治療中断者の抽出について

治療中断者は以下Ⅰ・Ⅱ・Ⅲすべての条件を満たすものを指す。

Ⅰ 対象者の抽出に使用するすべての期間の外来レセプト電算コード情報において、同一年月に、同一の医療機関において一度でも糖尿病又は高血圧に関する生活習慣病について確定傷病名かつ治療薬の処方があるもの。ただし、生活習慣病の治療薬と確定傷病名は一致する場合に限る。

Ⅱ 対象者の抽出に使用するすべての期間のレセプト電算コード情報において記録されている最後の治療の際に該当する生活習慣病の確定傷病名が記録され、かつ治療薬

を処方されているもの。

ⅢⅡの最後の生活習慣病の治療薬処方月の翌月から、対象者の抽出に使用するレセプト電算コード情報において6か月以上、傷病名（確定または疑い）など該当する生活習慣病の通院に関する記録がないもの。

## ② 受診勧奨業務

①で決定した介入対象者に対し、次のとおり医療機関への受診を促す効率的かつ効果的な受診勧奨を実施する。未治療者及び治療中断者の両方に該当するものについては、治療中断者として勧奨を実施する。

ア 想定通数、印刷発送の回数

約 600 通、1 回以上

イ 通知物送付時期、対象者

送付時期 9 月頃

対象者 ①で抽出した者のうち、金沢市の保健指導優先対象者等を除く者

ウ 通知物の内容

通知物については、ソーシャルマーケティング及びナッジ理論の手法を活用し、介入対象者の疾患などの特性に応じ、作成する。

エ 通知物の種類

通知物の種類は、合計 6 種類以上とする。

オ 通知物の形状、印刷

通知物の形状は圧着ハガキとする。また、本市が提供する情報を基に送付対象者の郵便番号、住所、宛名を印刷する。

カ 通知物の宛名印字、送付等

宛名印字に関しては漢字またはカナ印字で行う。また、漢字印字を行う際、外字対応ができない場合は原則カナ印字で発送対応を行う。

送付については、送付先の誤り等がないよう個人情報保護について適切な処置がされた方法のうち、最小限の費用で実施できる方法を選定すること。

キ 通知物の校正

通知物の印刷内容に関して、発注者に事前に校正の確認を行う。校正は 3 回以上とする。

ク サンプル納品

通知物発送後速やかに、発注者に対し各 10 部のサンプルを納品する。

## ③ 受診勧奨結果報告

医療機関受診勧奨について、結果報告を行う。事業実施内容のほか、受診者数等を取りまとめる。

## 5 個人情報の取り扱い

本業務は、重要な個人情報を取り扱うため、個人情報の重要性を認識し、個人情報の取

り扱いに関しては、「個人情報保護法（平成15年法律第57号）」及び金沢市の関連例規を遵守し、個人情報を含む資料については、適切かつ厳重に管理すること。

- (1) 本業務の内容は、すべて秘密保持の対象となるので、受注者は本業務で得られた情報は一切外部に漏らしてはならない。本契約終了後も同様とする。
- (2) 受注者は、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備しなければならない。
- (3) 受注者は、本委託業務において利用する個人情報について、発注者と受注者の協議した時期、方法により、消去又は廃棄を実施する。受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、書面（データ可）により発注者に対して報告しなければならない。

#### 6 発注者及び受注者が行う業務

- (1) 委託業務の開始に当たり、発注者と受注者は委託業務の詳細を決定する打合せを実施する。
- (2) 打合せ場所や日時、方法については、発注者及び受注者が協議の上で決定する。

#### 7 その他の特記事項

- (1) 受注者は発注者が要請する緊急の連絡や協議には実務上可能な限り迅速に対処する。
- (2) 通知物が、宛先人不明等の理由から不着として受注者に返送された場合、委託業務完了後に廃棄を行う。
- (3) 成果物のうち受診勧奨資材に関する著作権は受注者に帰属するものとする。また、発注者は、受診勧奨資材が著作物に該当するか否かにかかわらず、受診勧奨資材を改変、公表等するにあたっては、事前に受注者の承諾を得るものとする。
- (4) 本契約とは別に発注者と受注者が業務委託契約を締結し、または締結する場合であつて、当該各契約と本契約において同種のデータの提供が発生する場合は、提供を受けた当該データを“発注者から受注者へ提供するデータ”として、本契約のほか各契約の目的の範囲及び条件で利用することができるものとする。
- (5) その他、業務仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者が協議して定める。

発注者が受注者に提供するデータ等

発注者は、金沢市特定健康診査データ等分析による特定健康診査受診勧奨業務及び生活習慣病重症化予防受診勧奨業務委託仕様書の定めに従い、実施する事業に応じて以下のデータを受注者に提供する。

1. 委託業務の開始に当たって提供するもの

(1) 特定健診関連情報データ

ア 特定健診・特定保健指導受診歴データ

・FKAC165／ファイル形式：CSV 過去4年度分

・FKAC167／ファイル形式：CSV 過去5年度分

イ 特定健診対象者データ

・発注者作成データ／ファイル形式：Excel, CSV 当年度を含む3年度分

※各年度の当初時点(4月1日)で、その年度内の健診対象全員のデータを含む。

(2) 診療情報データ

ア 医科のレセプト電算コード情報ファイル (21\_RECODEINFO\_MED. CSV)

イ DPCのレセプト電算コード情報ファイル (22\_RECODEINFO\_DPC. CSV)

ウ 調剤のレセプト電算コード情報ファイル (24\_RECODEINFO\_PHA. CSV)

①対象者抽出用：対象者抽出時期に取得できる最新のものから過去約5年分

(例) 令和8年6月審査分が最新であれば、令和8年6月審査分までの過去約5年分

②治療開始・再開者除外用：契約時点で最新の審査月以降、発送対象者確定時点で最新の審査分まで

(例) 令和8年8月中下旬に対象者抽出を行い、9月末発送であれば、令和8年7月審査分から8月審査分まで

(3) 被保険者情報データ

ア 被保険者データ (KDB 帳票 s26\_006) /ファイル形式：CSV

(4) 印刷・発送関連データ

ア 宛名印字用データ

・宛名データ／ファイル形式：Excel, CSV

※文字コードは原則 Shift-JIS、フォントはMS明朝とする。

※個人識別番号(前項(1)の必須データに含まれる番号と同一のもの)、郵便番号、住所、住所方書、漢字氏名、カタカナ氏名を含む。

イ 宛名印字箇所レイアウト／ファイル形式：Excel

※宛名データのうち印字に使用する箇所を、発注者の定める様式に従い提供する。

(5) 資材作成用データ

ア 健診情報管理データ／ファイル形式：Excel

※資材に印字する健診情報について発注者の定める様式に従い提供する。

イ 市章データ／ファイル形式：JPEG

※印刷に耐えうる解像度とする。

2. 通知物の発送の都度提供するもの

(1) 印刷・発送関連データ

ア 発送対象者リスト作成データ

・除外データ／ファイル形式：Excel, CSV

※発送対象から除外対象者について、発送の都度発注者の定める様式に従い提供する。

3. 期末報告前に提供するもの

(1) 特定健康診査受診勧奨業務報告書関連データ

ア 報告書作成用データ

・受診結果データ／ファイル形式：Excel, CSV 3年度分

※受診者の個人番号、受診年月日（8ケタ）、受診区分フラグの3列を含むものとする

(2) 生活習慣病重症化予防受診勧奨業務報告書関連データ

ア 医科のレセプト電算コード情報ファイル（21\_RECDEINFO\_MED.CSV）

イ DPCのレセプト電算コード情報ファイル（22\_RECDEINFO\_DPC.CSV）

ウ 調剤のレセプト電算コード情報ファイル（24\_RECDEINFO\_PHA.CSV）

※報告書作成時点で最新の審査分までを提出する。

（例）令和8年9月末発送で、令和9年3月下旬に報告であれば令和8年9月審査分から令和9年1月審査分まで（データ授受の時期によっては2月審査分まで）

4. その他

(1) その他業務実施の上で必要なデータ

業務を実施する上で、本紙に定めのないデータが必要になった場合、発注者、受注者にて協議の上、提供する。